

5 生徒指導

(1) いじめ基本方針

吉田町立中央小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年4月30日策定

平成30年4月30日改定

令和8年4月1日改定

I いじめの定義と基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

この定義に基づいて、全職員は「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるもの」という基本認識に立ち、いじめのない学校づくりに全力で努めていくものとします。

「いじめをなくしたい」という思いは、すべての子供、保護者、教職員そして地域住民の願いであり、自らの問題として切実に受け止めるべき課題です。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立って考えます。また、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、本人がいじめに気付いていなかったりすることも含めて、状況を総合的に判断していきます。1回だけの行為であっても被害児童が「心身の苦痛を」を感じていればいじめ（疑い）ととらえ、対応します。

2 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為です。いじめられた子供は心身ともに傷つきます。その傷の深さは本人でなければわかりません。一方、いじめる側がその傷の深さに気付いていないところに深刻さを増していく要因があります。そのため、いじめは、未然に防止することが最も重要になります。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくりあげていくこと、思いやりの心を育てること、善悪を判断する力をつけていくことが必要となります。何より、一人一人に「いじめをなくしたい」という思いを持たせていくことで、集団の力がいじめ未然防止につながるようにします。

II いじめの未然防止の取組

1 人権教育・道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて、人権教育・道徳教育等の充実を図ります。

2 子供の自主的な活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子供が自主的にいじめについて考える機会を設けます。

3 特別支援教育の推進

すべての子供がお互いの特性を理解し合い、めあてに向かってがんばっている自分及び友だちのよさを認め、共に伸びていこうとする集団づくりを行います。

4 学校の組織体制の強化

いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、チームで対応できる体制づくりを行います。

5 保護者や地域住民への啓発

保護者や地域住民に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

6 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの定義や様態を繰り返し確認するとともに、事例検討などの研修を計画的に行います。

7 いじめを未然に防ぐ具体的な取組

子供たちの好ましい人間関係を育み、いじめのない学校文化、学級文化をつくりだすために、次の取組をします。

- ・静岡県版SELを4期に分けて実施する。

1期：4月下旬 2期：5月中旬 3期：6月下旬 4期：7月上旬

- ・人間関係づくりプログラム効果測定ソフトを活用（4月、7月、11月に実施）する。
- ・子供を語る会、ケース会議を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる面談や心の教室を実施する。
- ・いじめの芽を取り除く「いじめについてのアンケート」を実施する。

5月 7月 9月 11月 1月 3月 ※年6回実施

- ・「統一指導事項」にそって指導し規範意識を育てる。
- ・登校渋りの子供を早期にとらえ、早期に対応する。
- ・学級担任は、休み時間等子供と一緒に活動することで、学級の状況や一人一人の思いを把握し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。
- ・児童からSOSを引き出し、発信しやすくする環境づくりに努めるとともに、ハロー電話「と

もしび」など関係機関等の活用を周知する。

Ⅲ いじめの早期発見・早期対応の取組

1 子供の実態把握

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、いじめの訴えがあった場合は、すぐにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めます。

2 相談体制の整備

生徒指導主任をコーディネーターとしてスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の立場を守ります。

3 学校のいじめに対する措置

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していきます。

いじめの通報を受けたり、子供がいじめを受けていると思われるときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を管理者に報告します。

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。また、必要に応じて、いじめを行った子供を、いじめを受けた子供が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにします。さらに、いじめを受けた子供の保護者と、いじめを行った子供の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。

4 ICTの活用

1人1台端末やクラウド環境の活用は、子供のメンタルヘルスの的確な把握、子供がSOSを発信しやすい環境づくり、教職員間の迅速な情報共有等、いじめの早期発見・早期対応に資するものと考えられる。教職員を補助する効果的な仕組みとしてICTの積極的な活用を図る。

また、教職員の目では分からなかった子供の変化の把握を目指し、人工知能(AI)を活用した早期支援の方法を模索する。ただし、AI活用の仕組みは、効果が見込めるツールである一方、個人情報取扱や分析の正確性に大きな不安があることを踏まえ、今後の利活用の検討は慎重に進めていくものとする。

Ⅳ いじめ防止に向けた校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証を行います。委員は以下のとおりとします。

〈委員メンバー〉

- ・教務部（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭）
- ・校内の関係者（当該児童学級担任）
- ・校外の専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）
- ・必要に応じて加える者（学年主任、PTA本部役員、民生児童委員、教育委員会指導主事、その他の関係機関助言者）

※いじめ防止対策委員会はその役割が多岐にわたってい上、緊急に対応する必要があることが多いため、協議や対応する内容に応じて、一部の委員が部分的に参加するなど、柔軟に開催する。

【開催例】

①いじめへの初動対応、いじめの疑いに係る情報への対応があった場合

→緊急性が高いため、教務部に関係学年主任、学級担任を加えて臨時に行う。ただし、委員全体への情報共有は確実に行う。

②日常の業務についての協議、情報交換

→緊急性はないが、期間をおかずに開催することがいじめ防止対策に効果が高いと考えられるため、教務部がこれにあたり、定期的を開催する。

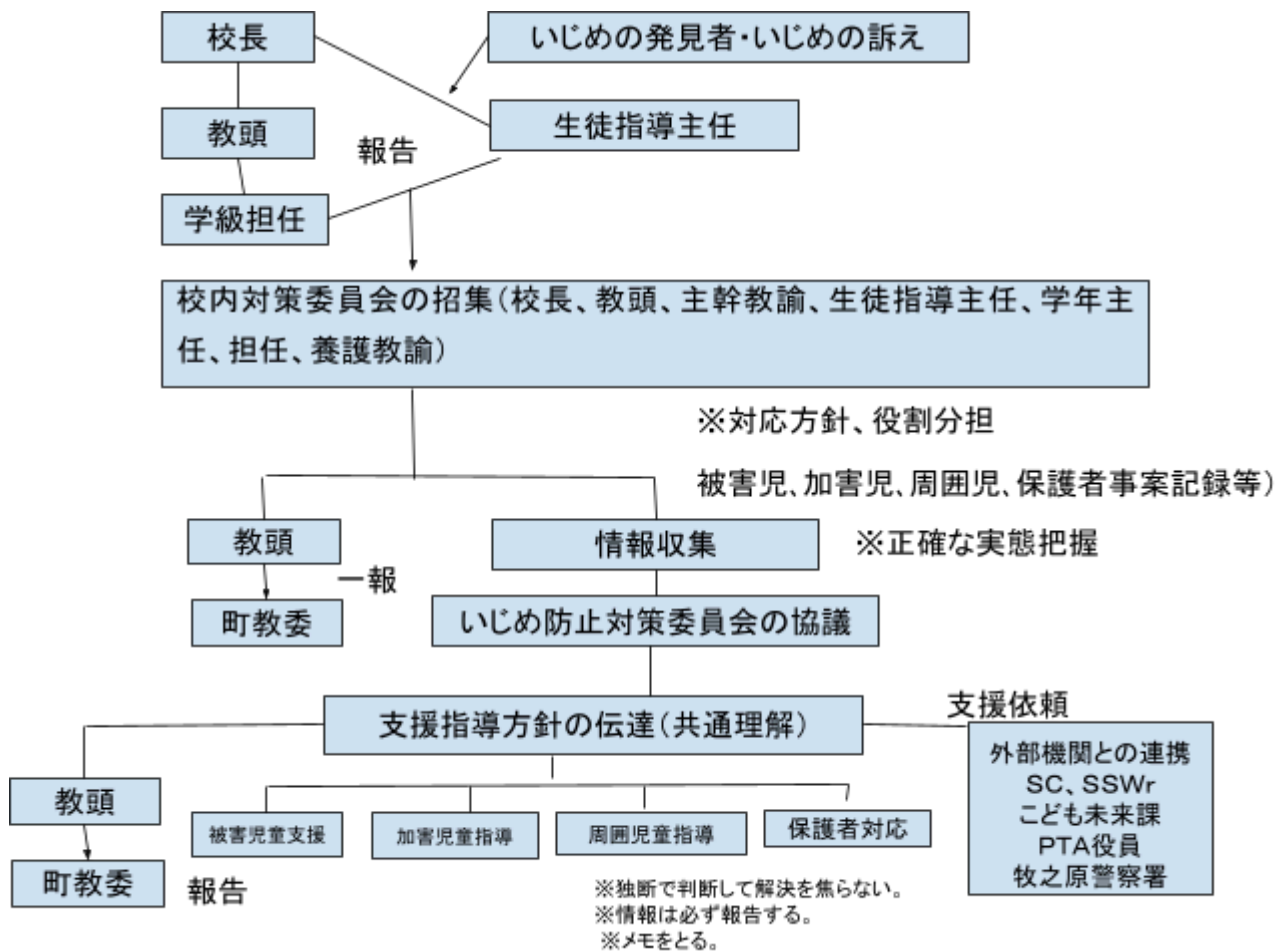
③いじめ基本方針の改定、いじめ重大事態への対応

→いじめ対策の根幹に係る重要事項であるため、いじめ防止対策委員会全員が参加する。一同に会する方法だけでなく、オンラインによる開催や意見を事前に聴取する方法もある。

V いじめへの適切な対応

1 いじめが確認された場合

いじめの訴えがあった場合、または、いじめと疑われることがあった場合は次の流れのように対応する。



2 関係機関との連携

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。そのため、日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応できる体制をつくります。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

次のような場合は、重大事態ととらえます。

- ・いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・子供が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子供が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

- ・子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告するとともに、速やかに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定は慎重に行います。なお、子供の入院や死亡など、いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合は、子供の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。また、いじめを受けた子供及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの適切な情報を提供します。